

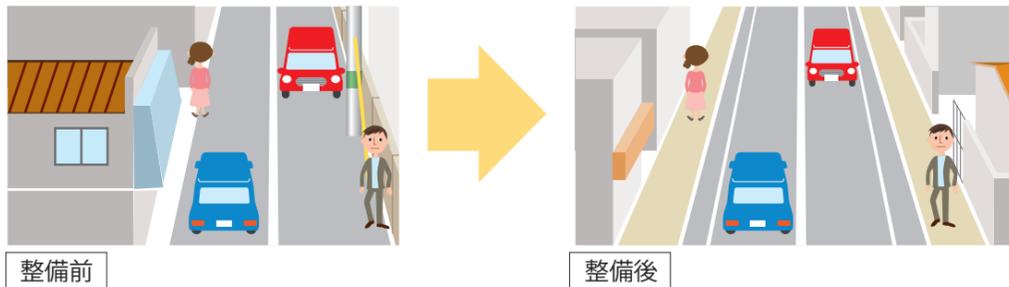
道路をつくるための手法

街路事業・道路事業

街路事業は、都市計画道路等を都市計画法第59条の事業認可を受けて整備する事業です。また、道路事業は、都市計画道路や生活道路等の計画地を道路区域に編入し、土地収用法第20条の事業認定を受けて整備する事業です。どちらも、都市における円滑な交通の確保と、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活の実現と都市機能の向上を目的としています。



調布都市計画道路
3・4・30号
調布駅深大寺線



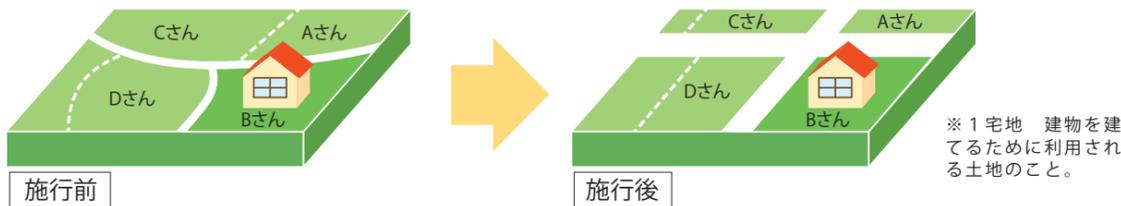
整備前

整備後

土地区画整理事業

宅地^{※1}の形状が不整形な土地において、土地所有者から土地を少しずつ提供してもらい、道路や公園などの公共施設を整備するとともに、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業です。

●土地区画整理事業の例



施行前

施行後

※1 宅地 建物を建てるために利用される土地のこと。



施行前（布田駅南土地区画整理事業）



施行後（布田駅南土地区画整理事業）

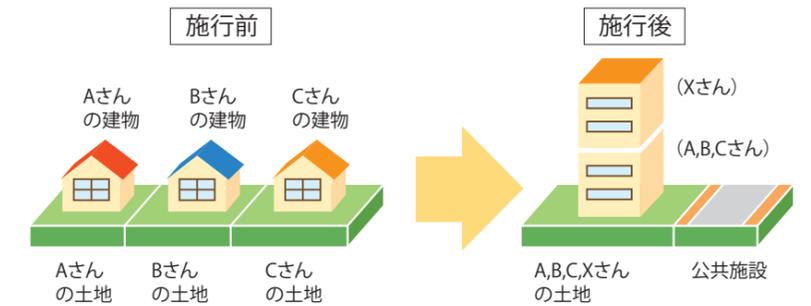
市街地再開発事業



調布駅北第1A地区市街地再開発事業

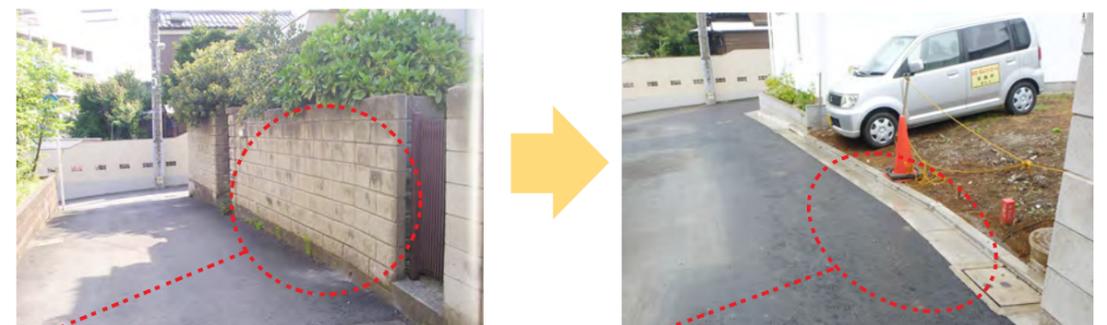
低層の建物が密集し生活環境が悪化している市街地^{※2}において、敷地や建物を共同化し、耐火建築物に建替え、あわせて周辺道路などの整備を一体的に行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業です。

※2 市街地 人口や人口密度が高い都市のなかで、住宅以外にも商業施設や市役所等の機能が集中している地区のこと。



狭あい道路拡幅整備事業

狭あい道路拡幅整備事業は「調布市狭あい道路拡幅整備要綱」にもとづき、4メートル未満の狭あい道路を4メートルの幅員にする事業です。建築基準法第42条第2項に規定される道路が対象で、助成金や奨励金制度があります。



●塀等の除去費用を助成

●舗装・側溝等を市が整備する
●測量・登記を市が実施する

狭あい道路協議申出の前に、右記の2点をご確認ください。

1. 申請地の前面道路が境界確定済みであること。
2. 公道2項道路であること。

※1については道路管理課で、2については建築指導課でお調べください。

協議申出の詳細は、ホームページをご覧ください。